

取手市立取手東小学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義 ※取手市みんなでいじめをなくすための条例より

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

（条例第2条第1項）

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。本校では以下のような、いじめへの基本的な認識のもと、いじめの防止等に取り組むこととする。

- ① いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こり得るものであり、全ての児童生徒に関係する問題である。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、いじめる側といじめられる側が入れ替わることもあり得る。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立つ。さらに、いじめは、いじめる子どもといじめられる子どものほか、いじめをはやしたて面白がって見ている子ども（観衆）と見て見ぬふりしている子ども（傍観者）が、密接に絡まり合った集団の中で起こるという認識をもち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを的確に「認知」し慎重に「解消」する学校づくりのために

①いじめの認知に対する措置

- ・本校教職員が発見した（本人や保護者からの訴えも含む）いじめと疑われる事案は、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、校内いじめ対策委員会でいじめに該当するか否かを判断する。認知となった場合、被害児童への適切な支援と加害児童への指導を行い、該当児童の保護者に事実の伝達を行う。
- ・本校教職員が、学校生活アンケート調査を行い発見した（本人や級友からの訴えも含む）いじめと疑われる事案は、事実の調査を速やかに行い、校内いじめ対策委員会に報告し、認知か否かを判断する。認知となった場合、加害児童への指導と被害児童への支援を適切に行い、該当児童の保護者に事実の伝達を行う。

②いじめの解消に対する措置

- ・本校教職員が発見し（本人・保護者からの訴えも含む）校内いじめ対策委員会で認知したいじめ事案は、少なくとも以下の2つの要件を満たした場合、いじめが「解消している」状態と判断する。ただし、以下の要件を満たしている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

要件1：いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じ行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月間継続していること

要件2：被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうか面談により確認すること

③いじめに対する教職員の情報の報告

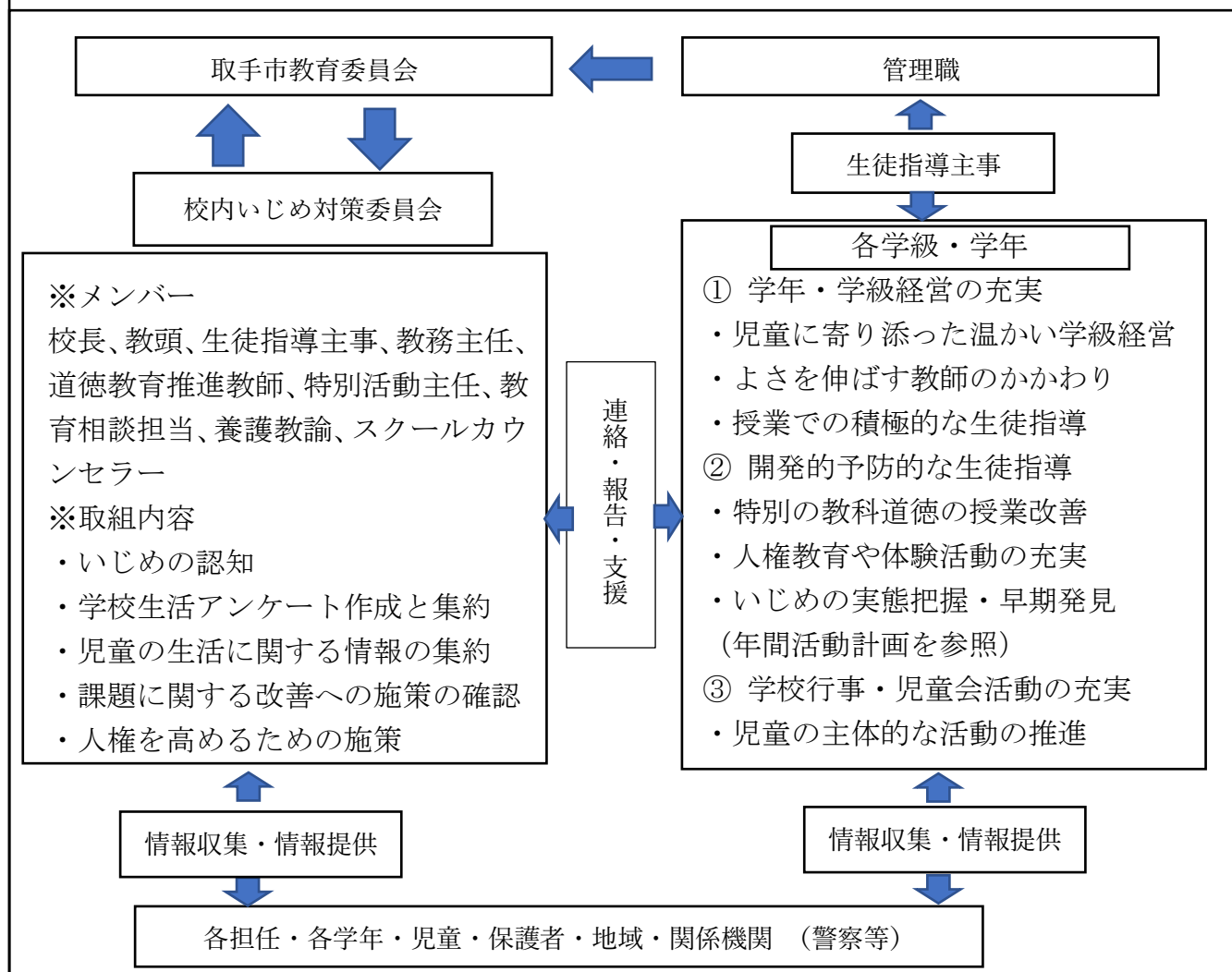
- ・学校の教職員がいじめを発見した（本人・保護者からの訴えも含む）場合、速やかに、校内いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、校内いじめ対策委員会に報告しないことは、規定に違反し得る。

(2) いじめを発生さない学校づくりのために（未然防止）

本校は、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止につながることを考え、道徳教育や体験活動のより一層の充実を図り、人権意識を高める教育を推進する。以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

①未然防止・早期発見のための組織（平常時）

- ア 週1回開催・・・終会時の情報交換会（全職員）
- イ 月1回開催・・・校内いじめ対策委員会（生徒指導部）
- ウ 学期1回開催・・・いじめ防止に関する研修会（全職員）
- エ 適時開催・・・校内いじめ対策委員会



②学年・学級経営の充実 ～ 児童に寄り添った温かい学級経営

《児童たちのよさを伸ばす教師のかかわり》

- ・児童の作品や行いについてよいところを見つけてコメントを書いたり、言葉かけをして称賛したりすることで、自己肯定感を高める。
- ・朝の会や帰りの会における「今日のヒーロー」などの活動により、児童が相互によりよいところを認め合う。
- ・係活動の振り返りを通して、クラスの一員としての居場所づくりを行い、自己有用感を高める。
- ・教職員の不適切な発言に気を付けるようチェックリストを活用したり、計画的な研修を行ったりする。

《授業における生徒指導》

- ・授業でのペア学習やグループ学習では、相手の話をよく聞く指導を行い、相互を理解しようとする態度を育てる。
- ・学び合いの中で、お互いのよさを認め合うことができるようにする。
- ・ICTなどを活用した授業や、ユニバーサルデザインに基づいた授業を行い、分かる授業を目指す。
- ・積極的に特別の教科道德の授業を保護者に公開し、保護者と連携した心の教育を行う。

③開発的予防的な生徒指導の取組（年間活動計画を参照）

《道徳教育や体験活動の充実》

- ・「心のコーナー」を教室に作り、友達のよいところを掲示するなど道徳コーナーの充実を図る。
- ・人権コーナーを教室及び校内に設置し、自他を思いやる心の育成を図る。
- ・グループエンカウンター等を活用し、相手の気持ちを共感的に理解できる心豊かな人間関係の育成を図る。
- ・基本的な生活習慣（み・そ・あ・じ）の定着と規範意識を高めるために、児童の主体となる児童会活動の充実及び、公共の場におけるマナーを学ぶ機会を設定する。
- ・「みそあじアンバサダー」による高学年児童の自己有用感の高揚及び、縦割り班活動（異学年交流）による低・中学年児童の上学年への憧れの気持ちの育成を図る。
- ・学習ボランティアなどの地域や外部の人材を積極的に活用する。

《いじめの実態把握・早期発見》

- ・月に1回の生活アンケートや計画的な面談や教育相談を実施し、きめ細やかな実態把握に努める。
- ・週に1回、各学級の情報交換会（職員終会）を開き全職員が共通理解のもと、生徒指導にあたる。
- ・教員の人権尊重の研修を実施する。

取手市立取手東小学校 いじめ防止等に係る「発達支持的生徒指導」年間活動計画

学校行事	学校としての取組	児童主体の活動
4月 ・1学期始業式 ・入学式 ・PTA総会	◆校内いじめ対策委員会1 ◆生徒指導部会 ・指導方針・年間活動計画 ◆教育相談部会 ◆学年学級開き・人間関係作り ◆学校生活アンケート1	●対面式(企画委員会) ●あいさつ運動(企画委員会)
5月 ・3年校外学習 ・運動会	◆校内いじめ対策委員会2 ◆生徒指導部会 ◆教育相談部会 ◆学校生活アンケート2 ◆hyper-QU実施	●あいさつ運動 ●運動会練習(応援団)
6月 ・2年校外学習 ・第1回教育相談	◆校内いじめ対策委員会3 ◆生徒指導部会	●あいさつ運動 ●委員会発表(児童集会)

		<ul style="list-style-type: none"> ◆教育相談部会 ◆学校生活アンケート3 	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつ運動 ●委員会発表(児童集会)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・6年修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校内いじめ対策委員会4 ◆生徒指導部会 ◆教育相談部会 ◆QU 考察 ◆学校生活アンケート4 ◆いじめ防止に関する研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつ運動 ●委員会発表(児童集会)
8月		<ul style="list-style-type: none"> ◆校内いじめ対策委員会5 ◆生徒指導部会校内研修 ◆教育相談部会 	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつ運動 ●委員会発表(児童集会)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・5年宿泊学習 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校内いじめ対策委員会6 ◆生徒指導部会 ◆教育相談部会 ◆学校生活アンケート5 ◆やさしい自分になろう週間 	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつ運動 ●小中合同あいさつ運動
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期始業式 ・4年校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校内いじめ対策委員会7 ◆生徒指導部会 ◆教育相談部会 ◆学校生活アンケート6 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・東小フェスティバル ・1年校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校内いじめ対策委員会8 ◆生徒指導部会 ◆教育相談部会 ◆学校生活アンケート7 	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつ運動 ●委員会発表(児童集会)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校内いじめ対策委員会9 ◆生徒指導部会 ◆教育相談部会 ◆いじめ調査のまとめ ◆学校生活アンケート8 ◆いじめ防止に関する研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつ運動
1月		<ul style="list-style-type: none"> ◆校内いじめ対策委員会10 ◆生徒指導部会 ◆教育相談部会 ◆学校生活アンケート9 	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつ運動 ●委員会発表(児童集会)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・新入学児保護者説明会 ・非行防止薬物乱用防止 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校内いじめ対策委員会11 ◆生徒指導部会 ・本年度の反省・次年度の計画検討 ◆教育相談部会 	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつ運動

		◆学校生活アンケート10	●6年生を送る会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業式 ・修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校内いじめ対策委員会12 ◆生徒指導部会 <ul style="list-style-type: none"> ・本年度のまとめ ◆教育相談部会 ◆学校生活アンケート11 ◆いじめの調査まとめ 	

④学校行事・児童会活動の充実

- ・ボランティア活動やあいさつ運動を実施し、協働の力を養う。
- ・縦割り班活動（縦割り班清掃、縦割り班遊び）や委員会、クラブ活動で異学年の交流を深め、お互いに認め合い、助け合う機会を計画的に設定する。
- ・児童自らがいじめの問題について学び、児童会主催による「安全・安心集会」を年1回実施する。

(3) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

①教師と児童の普段のかかわり

- ・業間や昼休みなど子供と一緒に遊んで、何でも話せる相談できる関係作りに努める。
- ・朝の健康観察の時に児童の表情を十分に観察し、通常との変化に気付くようにする。
- ・機会を見つけて、教育相談を実施する。

②学校生活（いじめ）アンケートの実施

- ・月に1回の学校生活アンケートと面談を定期的実施する。

③教育相談部会の取組

- ・教育相談部会は、子どもと親の相談員やスクールカウンセラーと連携をとり、積極的に悩み相談を受ける。（児童・保護者）
- ・教育相談日を設けて、保護者との定期的な二者面談を実施する。
- ・学校生活アンケート実施の際は、以下のように教育相談部会との情報共有を図る。

事前	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談部会との情報共有を行い、課題を抱える子どもや気になる子どもについての教員間の情報を共有する。
事後	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる記載をした子どもは直後に面談の時間を設ける。 ・教員間でアンケート結果を確認する時間を設ける。 ・対応が必要な児童をリスト化するなど、対応に抜けがないようにする。 ・学校生活アンケート内容は、子どもの実態や状況に合わせて改善する。

④ホーム&スクールアプリやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発

- ・連絡帳等を通して児童に関する保護者の相談に積極的に関わる。

⑤いじめの相談・通報窓口

- ・子どもと親の相談員、市スクールカウンセラー、養護教諭との連携を図っていく。
- ・市教育総合援センター、いじめ・体罰解消サポートセンター等の相談窓口の児童・保護者等への周知を積極的に行う。

⑥家庭及び地域との連携

- ・PTA運営委員会、学校運営協議会委員と連携していく。
- ・学校での取組を随時ホームページに掲載する。

⑦関係諸機関との連携

- ・青少年相談員、児童相談所、児童福祉事務所、市子育て支援課、民生委員児童委員などから随時情報提供してもらうとともに連携していく。
- ・警察と連携して情報を収集する。

⑧インターネットを通して行われるいじめに対する対策

- ・外部人材（メディア指導員、電気通信会社など）を活用した親子での研修会を実施する。
- ・保護者へフィルタリングなどのルールを策定するよう啓発する。

⑨校内研修の充実

- ・月2回の生徒指導部会の中で以下の内容について研修を行う。

月	研修の内容
4月 5月	・いじめの態様についての知識の習得 ・座席配置について
6月 7月	・事実調査の進め方についての研修 ・いじめ調査方法・調査の範囲
9月 10月	・児童同士の関係について検討 ・指導方法、不公平な指導について
11月 12月	・不適切な生徒指導のリスク検討・スクールカウンセラーとの連携の方法
1月 2月	・いじめ予防授業の指導案検討や模擬授業
3月	・教員各自の指導の在り方を見直す機会を設定

⑩いじめ予防授業の実施

- ・「いじめと人権」をテーマにし、子どもの人権感覚を培うよう授業を実践する。
- ・いじめ行為を目の当たりにした際の、具体的な対応方法が定着する授業を実践する。
- ・外部講師の活用

⑪SOSの出し方学習の実施

- ・いじめや悩みに直面したときに、どのような行動を起こせば自分の身を守ることになるのか未然に学習する。

⑫チーム指導の導入

- ・複数の教職員の目で児童を見守り、児童一人一人の日常の小さな変化に対応する

(4) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

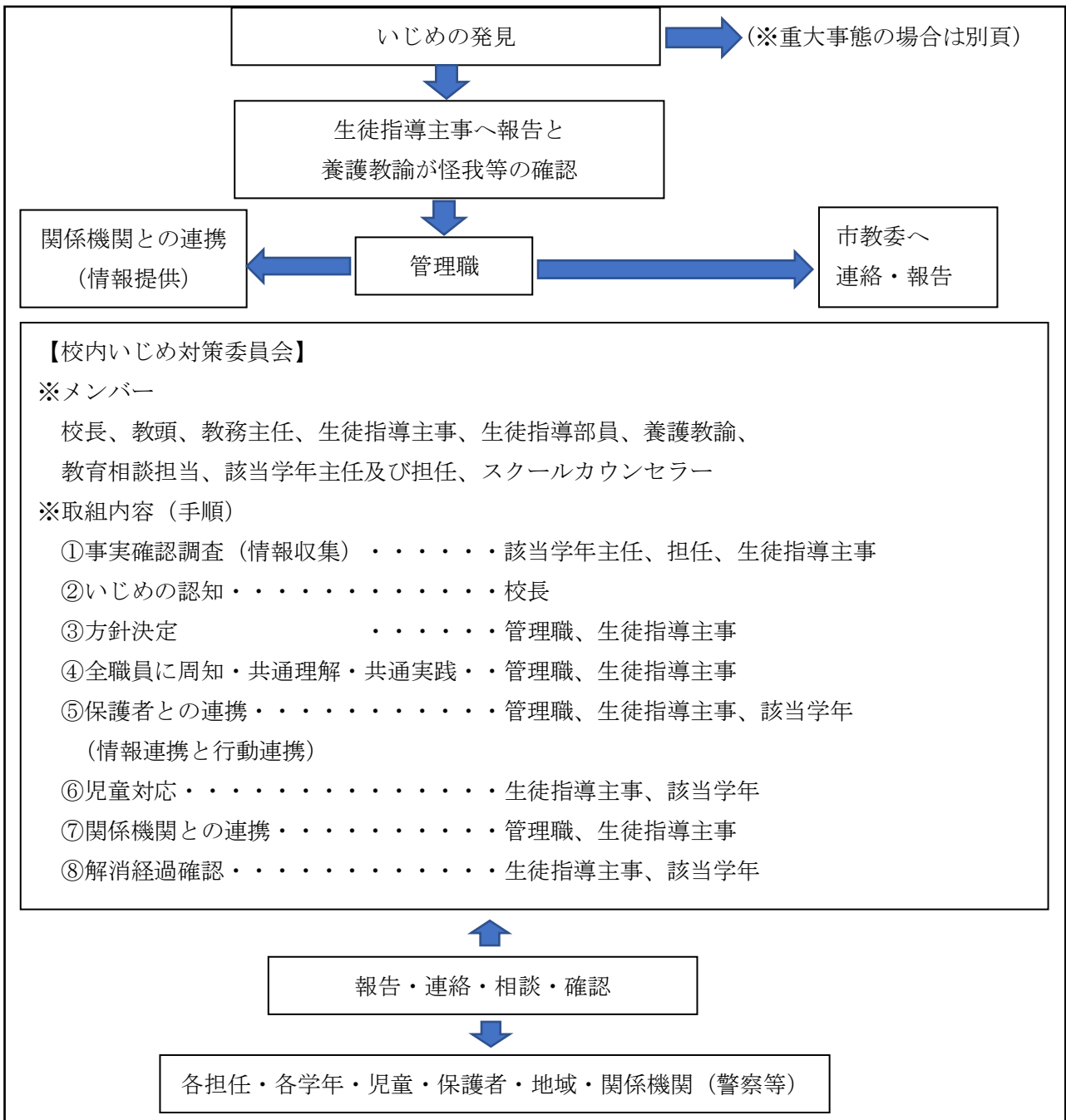
いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

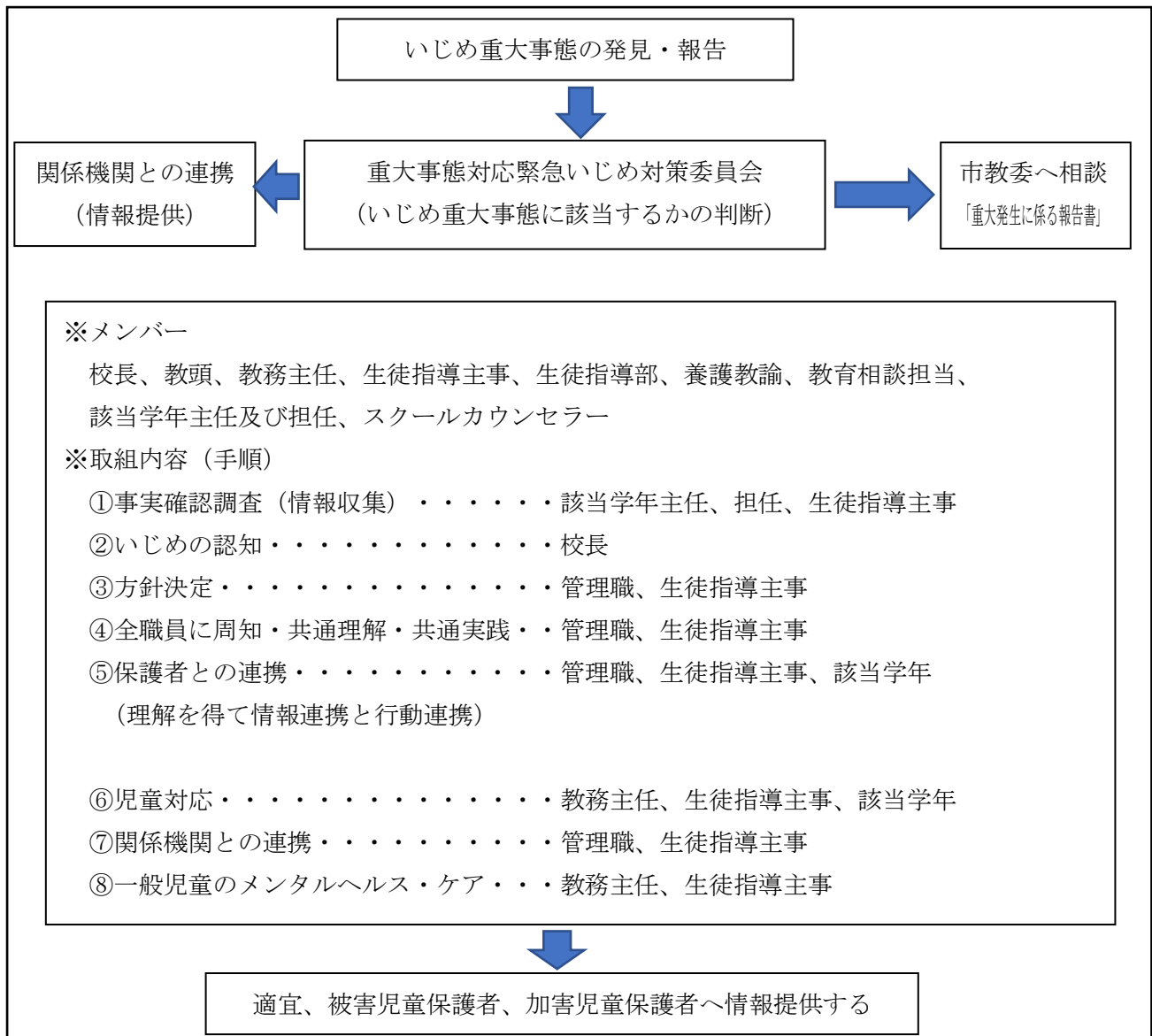
① いじめに対応するための組織（平時） → 【校内いじめ対策委員会】

A：いじめ発見時の対応組織「いじめの発見時：学校組織で調査を実施する」

(いじめ発生時)



B：いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」
 (重大事態の発見時)



② いじめへの対応（第23条に基づいて）

- ・その日のうちに組織的対応を取り、設置者と報告・連絡・相談を行う。
- ・複数の職員で対応し、指導したことを随時いじめ対策委員会に報告する。
- ・適切な関係機関と連携する。

③ 重大な事態と判断されるいじめへの対応（第28条に基づいて）

- ・重大事態が発生した旨を、取手市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する上記組織を立ち上げる。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
- ・調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・いじめを行った児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子供の教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協

力など毅然とした対応を行う。

- ・いじめの周辺にいる児童たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

重大事態とはどんな場合か 【いじめ防止対策推進法第 28 条】

- いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

4 その他の重要事項

(1) 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

- ①いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の 2 点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。
- ・いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
- ・いじめの早期発見・対応に関する取組について

(2) 学校以外のいじめの相談・通報窓口

- ・取手市教育総合支援センター（取手市教育委員会）
方法：電話や来所、家庭訪問等による相談活動
住所：取手市戸頭八丁目 10 番 1 号
TEL：0297-63-4755（電話 9:00～16:30 面接 9:00～16:30）
0297-63-4756（適応指導教室「ひまわりルーム」）
- ・いじめ対策推進室（取手市教育総合支援センター内）
いじめ相談専用ダイヤル
TEL：0297-63-2537（電話 9:00～16:30 訪問 9:00～16:30）
メール：soudan2537@city.toride.ed.jp
- ・取手市立青少年センター
方法：電話や来所による相談活動
住所：取手市西二丁目 35 番 3 号（取手市役所分庁舎の 2 階）
TEL：0297-72-8080（電話 9:00～16:30）
0297-73-6868
- ・茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター（県南地区）
方法：電話、Eメール、ホームページへの書き込み、面接
TEL：029-823-6770
Eメール：kennanijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp
<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/kennanijimekaisho/index.html>
電話・面接 火・木・金 9:00～18:30 月・水 9:00～16:30
Eメール、ホームページへの書き込みは 24 時間

- ・子どもホットライン（茨城県教育委員会）
 - 方法：電話、FAX、Eメール
 - TEL：029-221-8181 FAX 029-302-2166
 - Eメール：kodomo@edu.pref.ibaraki.jp
 - http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/kodomo/
 - 電話、FAX、Eメールともに24時間（12/29～1/3を除く）
- ・子どもの教育相談（茨城県教育研修センター）
 - 方法：電話、面接（要予約）
 - TEL：0296-78-2333
 - 電話、面接ともに9：00～16：30（土日、祝日、12/29～1/3を除く）
- ・生徒指導相談室（茨城県県南教育事務所）
 - 方法：電話、面接
 - TEL：029-823-6770（県南教育事務所）

5 関連法規について

1 こども基本法

(1) こども基本法（第3条）基本理念より ※条文を一部抜粋

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

(2) こども基本法の認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「こども」にも基本的人権が保障され、個人の意見を表明する機会が確保されるとともに、学校教育の中で、いじめを受けない・差別をされないという最善の利益を受ける権利があることを認識しなければならない。

*茨城県いじめの根絶を目指す条例の抜粋……【令和2年4月から施行】

条例制定の背景（全文）

- ・いじめは、いつでもどこでも起こり得るものであり、児童生徒がいじめによって命を絶つ痛ましい事件も発生
- ・「いじめをしない、させない、許さない」との認識を県民が共有し、いじめの根絶に社会総がかりで取り組む

基本方針（第3条）

- ・学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指す
- ・社会総がかりでいじめ問題を克服することを目指す
- ・児童生徒がいじめの防止等に向けた自主的な行動ができるようになることを目指す

学校及び校長その他の教職員（第8条）

- ・ 組織的かつ迅速な対応
- ・ いじめに類する行為の禁止、言動が与える影響を踏まえた教育活動
- ・ 関係者と連携、児童生徒が支援を求めやすい環境整備
- ・ 校長によるいじめのない学校運営
- ・ 定期的な調査、相談・通報しやすい学校の環境づくり（第15条）
- ・ いじめの事実の確認、設置者への報告（第16条）

社会総がかりでいじめ問題の克服に取り組むための連携・協力

- ・ 児童生徒……いじめの禁止（第4条）、いじめの相談・通報（第15条）
- ・ 市町村（第6条）……地域の状況の応じた施策の策定・実施
- ・ 学校の設置者（第7条）……必要な設置
- ・ 保護者（第9条）……いじめを行うことがないような教育、いじめからの保護、やめさせる
- ・ 県民（第10条）……地域社会全体で健全育成、いじめの通報、児童生徒の模範

策定（第11条）茨城県いじめ防止基本方針

（第12条）学校いじめ防止基本方針

設置（第20条）茨城県いじめ問題対策連絡協議会

（第21条）いじめ調査委員会

発行	平成26年	3月10日		
改訂経過	平成26年	5月1日	改訂	
	平成27年	5月1日	改訂	
	平成28年	5月1日	改訂	
	平成29年	5月1日	改訂	
	平成30年	5月1日	改訂	5月23日再改定
	令和元年	5月1日	改定	
	令和3年	4月7日	改訂	
	令和4年	4月7日	改定	
	令和5年	4月10日	改訂	
	令和6年	4月1日	改訂	
	令和7年	4月23日	改定	6月6日再改定
	令和8年	4月1日	改訂	